

第1回明野廃棄物最終処分場安全管理委員会議事録（概要版）

日 時：平成19年8月29日（水）午後2時00分～3時20分

場 所：北杜市明野総合支所2階大会議室

出席者： 委員

上神取区長	皆川諄次
下神取区長	清水 正
浅尾区長	輿水幸人
中込区長	清水 豊
浅尾原区長	望月洸一
東光区長	小林一郎
山梨大学名誉教授	中村文雄
山梨大学工学部教授	金子栄廣
北杜市副市長	曾雌源興
北杜市生活環境部長	柴井英記
北杜市環境課長	村田 茂
北杜市明野総合支所長	八代忠夫
山梨県森林環境部理事	入倉基公
山梨県森林環境部環境整備課長	樋口雅行
山梨県中北林務環境事務所長	千野 博
事務局	
財団法人山梨県環境整備事業団専務理事	細田 久
財団法人山梨県環境整備事業団事務局長	森沢 敬（司会）
財団法人山梨県環境整備事業団明野建設事務所長	山本敏夫
財団法人山梨県環境整備事業団事務局次長	窪田敏男
欠席	
御領平区長	三井清助
浅尾新田区長	長田 功

配布資料

次第

席次表

委員名簿

明野廃棄物最終処分場安全管理委員会設置要綱（資料 No. 1）

明野廃棄物最終処分場に係る基本協定書（資料 No. 2）

明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書（資料 No. 3）

明野廃棄物最終処分場施設配置計画平面図等（資料 No. 4）

< 事務局長 >

只今から、第 1 回明野廃棄物最終処分場安全管理委員会を開会いたします。

（配布資料の確認）

（安全管理委員会の設置趣旨等説明）（資料 No. 1）

この安全管理委員会の設置の趣旨等について、簡単にご説明させていただきます。

この委員会は、明野処分場の安全面について万全を期すため、昨年 6 月 9 日に県、北杜市、事業団の 3 者で締結しました公害防止協定に基づき、専門家の先生方をはじめ、県、北杜市、地元の区長さん方、そして事業主体であります私ども事業団で構成された組織であります。

委員会の役割といたしましては、処分場の建設・運営時の安全管理に関する事項についての調査・検討であります。具体的に申し上げますと、現在進めております処分場の建設工事における、遮水シートやベントナイト混合土層等の施工状況の確認や、廃棄物の受入基準や搬入方法、環境モニタリング調査の内容といったような、公害防止協定の実施に必要となります細目的事項の検討でございます。なお、この委員会は法律の規定に基づくものではありません。

また、細目的事項の検討は専門的なことに渡ることから、専門家の先生方からのご意見をいただくことはもちろん、区長さん方には、地元で生活されているという観点から、疑問や不安に思う点について、率直なご意見をお願いしたいと思います。

なお、この会議を公開するかどうかという点につきましては、後ほどご検討をいただくこととしておりますが、本日の会議はこれまでの経緯説明が中心であることや、公共関与の処分場ということで、その事業の進め方には透明性の確保が求められることから、今回につきましては、会議を公開で行わせていただきたいと思いますと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日は初めての開催でありますので、お集まりいただいております皆様のご紹介をさせていただきます。

（委員紹介）

それでは、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。なお、設置要綱第 4 条の規定により、この会の議長を委員長が務めることになっておりますが、第 1 回目目の会議でありますので、委員長及び副委員長の選任が行われるまで事務局の方で進めさせていただきますが、よろしく申し上げます。

< 事務局長 >

では、まず始めに、議題（１）の「委員長及び副委員長の選任について」であります。
設置要綱の第３条第２項では、この会に委員長及び副委員長を置くこととされており、
同条第３項では、委員の互選において選任することになっております。
委員長及び副委員長の選任については、如何いたしましょうか。

< 委員 >

せっかくの機会ですから、極力、住民の代表の方を、この委員会でも関わるような形を取っていただければ、この会の意義が十分に発揮できると思いますので、考慮していただきたいと思います。

< 事務局長 >

住民代表ということであれば、北杜市ということになると思われませんが、委員長に北杜市副市長の曾雌委員を、副委員長に北杜市生活環境部長の柴井委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

< 委員 >

できれば、副委員長に一般住民の方を入れていただければ、私とすれば嬉しい。あくまで行政に携わっている部分もありますので、これに関して一般住民の目というものをできれば入れてもらいたい。

< 事務局長 >

この安全管理委員会は、処分場が完全に閉鎖されるまで開かれます。非常に長い期間です。その間での変更は可能ですので、当面は、先ほどの委員長、副委員長の案でよろしいかどうかをお諮りします。

< 委員（一同） >

諾

（委員長、議長席へ移動）

< 議長あいさつ >

明野処分場につきましては、昨年の１０月に建設工事に着手をしております。平成２１年度の操業開始に向け、今、工事が進められているところであります。

今後の課題といたしますと、より安全・安心な施設をめざして、処分場の適切な管理

運営方法の検討が必要であると思っております。

昨年6月に締結されました公害防止協定の確実な実施を図っていく、また、地元の皆さんの信頼を得られる安全な処分場としていくためにも、この委員会で協議していただきます処分場の管理運営方法は大変重要なことでもありますので、委員の皆様、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えております。

この安全管理委員会が、その役割を十分果たしますよう、委員の皆様のご協力をお願い申しあげまして、あいさつとさせていただきます。

<議長>

議題(2)の「処分場の安全対策の経緯について」、事務局から説明をお願いします。

<事務局次長>

(資料No.2～3により説明)

- ・ 現計画地へ決定となった、平成17年11月1日以降の安全対策に係る経緯を説明。
- ・ 平成17年12月21日に、県・事業団・北杜市の三者で締結された基本協定書について説明。
- ・ 上記の基本協定に基づく形で、平成18年6月8日に締結された公害防止協定について、平成9年9月～平成10年3月に開催された「明野村廃棄物最終処分場安全対策委員会」における計12回の検討・審議の結果を基本に、処分場の建設及び運営に関して、公害の未然防止等を図ることを目的としたものである旨解説した。

<議長>

事務局からの説明に対し、ご質問等があればお願いします。

<委員>

(資料No.3の5頁の)公害防止協定の別表2の備考1にある水質汚濁防止法は昭和45年の法律で、約38年前のものですが、これ以降の新しい基準はないのでしょうか。

<事務局長>

昭和45年に制定されたということで、その後何度も改正されて、現在の基準になっています。

<委員>

「検出されないこと」とありますが、これは100%検出されないということでしょうか、それともある程度疑わしいが、測定機に入っていないということでしょうか。昭和45年

の法律を基準にしているのであれば非常に疑わしいので、昭和45年に制定された後、いつ改正されたのかを教えてください。

<事務局長>

廃棄物処理法は毎年のように改正されてまして、それだけで何頁分の紙面を割くほどです。

ここに載っている基準自体は廃棄物処理法の中にありまして、検査方法を水質汚濁防止法に基づく方法に依って検査した結果、定量限界であったという時に検出されないことという、要するに、廃棄物処理法として基準はありますが、その検査方法は水質汚濁防止法と同じ検査方法を使っているということの中で、このような形になっているということです。

<委員(県)>

簡単に言うと、最新の基準を使っているということです。

<事務局長>

今の技術では分析できない、それをもって「検出されないこと」ということです。

<委員(学識経験者)>

事務局から説明があったとおり、排水基準は、科学的知見等の変化と共に当初の基準に新たな項目が追加されることがあります。

例えば、別表-2の中の25(ふっ素及びその化合物)、26(ほう素及びその化合物)は、昭和45年の水質汚濁防止法が施行された当時にはその基準がありませんで、後になって、追加されたものと理解しております。

国の一律排水基準は、すべての公共用水域で遵守されなければならない基準なのですが、都道府県知事は、一律排水基準にかえて適用すべき、もっと厳しい上乘せ基準などを定めることが出来るとされております。そういうことで、上乘せ基準排水基準などは、県によって都市によって違ってきます。

廃棄物処理法の中で採用されている基準は一律排水基準に準じたものであって、別表-2左の欄は、それを引用したものだと思います。

また、私が承知するところ、別表-2の右の欄は、山梨県の指定工場等に係わる排水基準に準じたものと理解しております。

<委員>

設置要綱の中に委員の任期については載っておりませんが、ここに居られる各区の区長さん方は、区長職が終われば委員の職も終わるということでしょうか。

また、今日出席している区長さん達は区に戻って説明する義務があると思いますが、説明した時に、地区から安全面に対して様々な意見が出ると思われそうですが、それらに対して区長さん達はどうか対応したら良いでしょうか。

<事務局長>

任期については、そのとおりです。

また、意見等については、直接事務局か、あるいは市の方に相談していただければ対応します。

<委員>

基本協定書の6にある地域振興事業について、要望はすべて市の方に出さなければ、進めてもらえないのでしょうか。

<委員(県)>

すでに内容は決まっています、市側と協議しながら、逐一年次計画等を立てて実施しております。また、新たな要望については、北杜市全体でのバランスを考えて調整する必要があります。

<委員>

今日の会議の趣旨には合わないと思いましたが、あえて言わせてもらおうと、住民の目に見えるものが少ないと思います。処分場の工事ばかりが進んで、「しょうがない」という形になるのが、私自身怖いのです。もっと、全員が、安全管理委員会にしても何にしても、積極的に携わっていける形にして、尚且つ、現実には条件の中でやっているのであれば、もっと積極的に迅速に、住民が納得できる形で、目に見える形で、説明をするなりして進めてもらえないかという希望があります。それに対して、県の上層部を除いた、執行部の皆さんが、どういう形で浅尾を含めた朝神八地区に、ただ年次計画書等だけではなく、目に見える形で、もし今日できる範囲の中で結構ですので、説明してもらえればという気持ちであります。

<委員(県)>

詳細な資料がありますが、今日はそういう場ではないので、機会があれば北杜市と協議しながら、地元の方にお示ししなければならない場面もあるかと思います。今日は安全対策ということで、地域振興事業については、北杜市と協議しながら、年次計画でやらなければならないものは年次計画でやっていますし、すでにかなりの事業をやっているということをご理解いただきたい。地元には伝わっていないということであれば、説明する機会を設けることも必要だと思えます。

< 委員 >

八地区の地元住民が、中身が理解できる状況にしてもらえる努力を県の方をお願いしたい。

< 委員（県） >

反対の方がいる中で難しいところもありますが、十分ご意見は伺いましたので、検討したいと思います。

< 委員 >

工事はすでに去年の12月頃から始まっていますが、当委員会はなぜこんなに遅くなってしまったのでしょうか。

< 事務局長 >

浅尾区長さんが出席できなかったということもありますが、来年の2月頃に遮水シート of 工事が始まるので、そこから遡って、（委員会を）始める期限は今年の夏頃であろうと想定しておりました。

< 委員 >

改めて、会議の趣旨を教えてください。

< 事務局長 >

処分場についての具体的な安全対策を決めていくのが、この委員会の趣旨です。

< 委員 >

整備検討委員会とはどう違うのでしょうか。

< 事務局長 >

整備検討委員会は場所を決めるための会議です。

この委員会では、地元の方々と交えて、（安全対策について）細かい部分を詰めていくこととなります。

< 委員（県） >

安全対策について、工事の段階から住民の目で監視していただくための会議です。説明等で難しい点があれば、申し出てください。

本当はもっと早くこの委員会を開きたかったのですが、出ていただけない区長さんも居

られたので、この時期になってしまいました。

< 委員（学識経験者） >

先ほどの発言で、一番最初に申し上げたかったことは、それら成分が環境基準項目に設定されてから排水基準に加えられたということでありまして、フッ素、ほう素、亜鉛などは、この類に入ります。

発言の冒頭の部分について、追加・訂正します。

< 議長 >

議題（３）の「処分場の概要と工事の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

< 建設事務所長 >

（資料 No. 4 により説明）

- ・ 昨年 10 月 26 日に造成工事着手、12 月 21 日に本体及び浸出水処理施設工事に着手した旨説明。
- ・ 計画平面図、現場写真及び工事工程表により、処分場の概要や当面の工事予定を説明。
- ・ 工事の進捗率については、本体工事 22%、浸出水処理施設工事 6%、全体では 16% と説明。

（質疑なし）

< 議長 >

議題（４）の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

< 事務局次長 >

その他として、二点ほど、お諮りしたいと思います。

- ・ 今後の開催計画について、建設工事の進捗状況に合わせて、2～3ヶ月に1回程度、年度内で2～3回開催する予定で良いか。また、平日開催で良いか。
- ・ 委員会の会議及び会議録は原則公開（委員の個人名は非公開）とし、また傍聴希望者についても一定ルールのもとで傍聴を認めるとして良いか。

< 議長 >

只今の事務局の説明に関して、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

会議の開催数については特に問題ないと思われますので、開催日ですが、皆さん、仕事

をお持ちでしょうから、その辺との兼ね合いで、もしご希望がありましたら言っていただきたいと思います。平日という提案がされておりますが、よろしいでしょうか。

< 委員 >

できれば、土日か夜にしてもらえないでしょうか。また、私が出られない場合、他の役員の代理出席は可能ですか。

< 事務局長 >

代理は差し支えありません。

安全対策の具体的な検討が当委員会の趣旨であり、併せて現場を見てもらうのが一番だと考えておりますので、現場を見てもらう場合、夜は適当ではありません。

土曜日に工事をやっている場合は可能かと思われます。

しかし、区長さん方には必ず出ていただきたいので、できるだけ合わせるようにしたいと思います。

< 議長 >

当面平日とし、出席できない場合は代理を立ててもらおうということでよろしいか、お諮りします。

< 委員 >

今日のような場所でなく、例えば現場事務所の会議室で、現場の監督さん、技術屋さん、即その場で意見を述べられる方が、このような安全管理委員会は有意義だと思いますので、現場事務所の会議室で開いていただければ、私はそれが一番理想的だと思います。

< 議長 >

これは、委員会の協議の内容に応じてやるということで。

< 事務局長 >

現場事務所には今日の人員を収容できるスペースがありませんし、必要であれば現場の技術者を呼ぶこともできます。

< 議長 >

この件はこれでよろしいでしょうか。

< 委員（一同） >

諾

<議長>

次に、当委員会及び議事録については、一定のルールのもと原則公開としてよろしいか、お諮りします。委員の個人名については、非公開です。

<事務局長>

参考までに、整備検討委員会は公開しておりました。

<委員（一同）>

諾

・ 議事終了

・ 閉会

（会議終了後、処分場建設現場へ移動。現地にて、担当の事業団職員が施工状況を説明した。）